

## 川南町お試し滞在助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、本町の定住促進を図るため、本町への移住を目的として住居又は仕事を探す活動（以下「移住活動」という。）を行う者に対し、予算で定めるところにより滞在費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

**第2条** 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 移住活動を行うために本町に滞在した者であること。
- (2) 対象者及び生計を一にする世帯員全員が宿泊を開始した日において町外に住所を有し、かつ、宿泊を開始した日前1年以内に町内に住所を有していないこと。
- (3) 対象者の2親等以内の親族が町内に住所を有していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(対象経費)

**第3条** 助成の対象となる経費は、対象者が負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 町内の宿泊施設の宿泊料金及び駐車料金
- (2) 町内の移動に要した経費

(助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、前条第1号の経費にあつては4,000円に延べ宿泊数（宿泊人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）を乗じて得た額又は宿泊実費額のいずれか少ない額とし、同条第2号の経費にあつては町内の宿泊施設に宿泊した日数1日につき500円とする。

2 生計を一にする世帯が受けられる前項の助成金の額の合計は、同一年度中につき40,000円を限度とする。

(移住活動の通知)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする対象者は、あらかじめ町長に移住活動を行う旨を口頭又は文書その他の方法により通知しなければならない。

2 町長は、前項に規定する通知を行った対象者に対し、移住活動に有益な情報を提供するものとする。

(移住活動の報告及び助成金の請求)

**第6条** 移住活動が完了した者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 滞在証明書(様式第1号)
- (2) 滞の実績書兼請求書(様式第2号)
- (3) 対象者の現住所を証する書類の写し

(移住活動の実績確認)

**第7条** 町長は、前条の規定により、対象者より移住活動の実績報告があったときは、その実績を確認するものとする。

2 町長は、前項の確認の結果、対象者の移住活動の実績が確認できない場合には、助成金の交付を行わないものとし、川南町お試し滞在助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該対象者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

**第8条** 町長は、対象者が虚偽の報告その他不正行為により助成金を受給した場合は、川南町お試し滞在助成金返還命令書(様式第4号)により、助成金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

(委任)

**第9条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(川南町お試し滞在補助金交付要綱の廃止)

2 川南町お試し滞在補助金交付要綱(平成27年川南町告示第81号)は、廃止する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

川南町長 様

滞 在 証 明 書

宿泊施設	所在地 名称 経営する者の氏名 (名称及び代表者名) 印
------	---------------------------------------

以下のとおり宿泊があったことを証明します。

宿泊者代表 氏名	
宿 泊 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
延 べ 宿 泊 数	_____泊 ※宿泊人数×宿泊数を記入してください。
宿 泊 料	円

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

川南町長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話番号

滞在実績書兼請求書

川南町お試し滞在助成金の交付を受けたいので、滞在実績を報告するとともに関係書類を添えて請求します。

助成金請求額	円
移住活動期間	年 月 日～ 年 月 日
活動人数	人
活動実績	※例えば、住居を探す場合は、「〇〇時に△△不動産の物件見学」など、具体的な活動内容を記入してください。
関係書類	<input type="checkbox"/> 滞在証明書 (様式第1号) <input type="checkbox"/> 対象者の現住所を証する書類の写し

※活動実績については、活動先に実績を確認させていただきます。実績が確認できない場合は、助成金の交付を行わない場合があります。

振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

川南町長 印

川南町お試し滞在助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された川南町お試し滞在助成金については、以下の事由により交付しないことと決定したので、川南町お試し滞在助成金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

交付しないこととした理由

様式第4号 (第8条関係)

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

印

川南町お試し滞在助成金返還命令書

年 月 日付けで交付を行った川南町お試し滞在助成金については、  
下記の金額が過支給となっているので、川南町お試し滞在助成金交付要綱第8  
条に基づき返還することを命ずる。

記

1 返還内容

(1) 交 付 額 金 円

(2) 返還すべき金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法 別紙納付書による

4 事由